

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-113号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（規則第2-43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(19) (略) <u>(19)の2 任用規則第17条の規定により、名簿訂正 すること（重要なものを除く。）。</u> (20)～(34) (略)	(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(19) (略) (20)～(34) (略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。